

## ～ 単価契約による指示を個人申請に加え、

### 工事店申請にも活用できるよう、執行方法を見直しました ～

#### 1 要 旨

市設置高度処理型浄化槽整備における民間活力活用制度（以下「工事店制度」という。）はこれまでに、250万円を上限として1者に随意契約してきましたが、資材や労務費等の高騰に加え既設浄化槽の全部撤去など、社会経済情勢の変化による負担の円滑かつ効率化を図るため、個人申請に特化した単価契約を、営業活動成果を最大限活かせる執行方法に見直し、これまでの工事店申請による1者随意契約と併用することにより、本制度の活用領域を更に広げることが可能となりました。

主な見直しの骨子は、次のとおりです。

#### 2 これまでの工事店制度の概要

高度処理型浄化槽工事店（以下「工事店」という。）が、申請者に代わり申請書を提出し、工事店が排水設備工事と250万円を上限とする浄化槽設置工事を一体で施工することにより、申請者はワンストップで早期にサービスが受けられる制度です。

#### 3 令和6年度執行方法の概要

令和6年6月からは、現行の工事店制度に加え、250万円超の指示が可能な単価契約を、工事店申請にも活用できる単価契約に再構築し、2つの執行方法を併用することで、制度本旨の営業成果を活かせる環境が更に充実します。

##### <執行方法運用体系>

契約額	執行方法	申請区分	指示の方法	備 考
250万円以内	随意契約	工事店申請	—	現行制度
—	競争入札 (単価契約)	個人申請 + 工事店申請	個人申請による指示 + 営業成果に基づく指示	再構築

#### 4 指示の要件

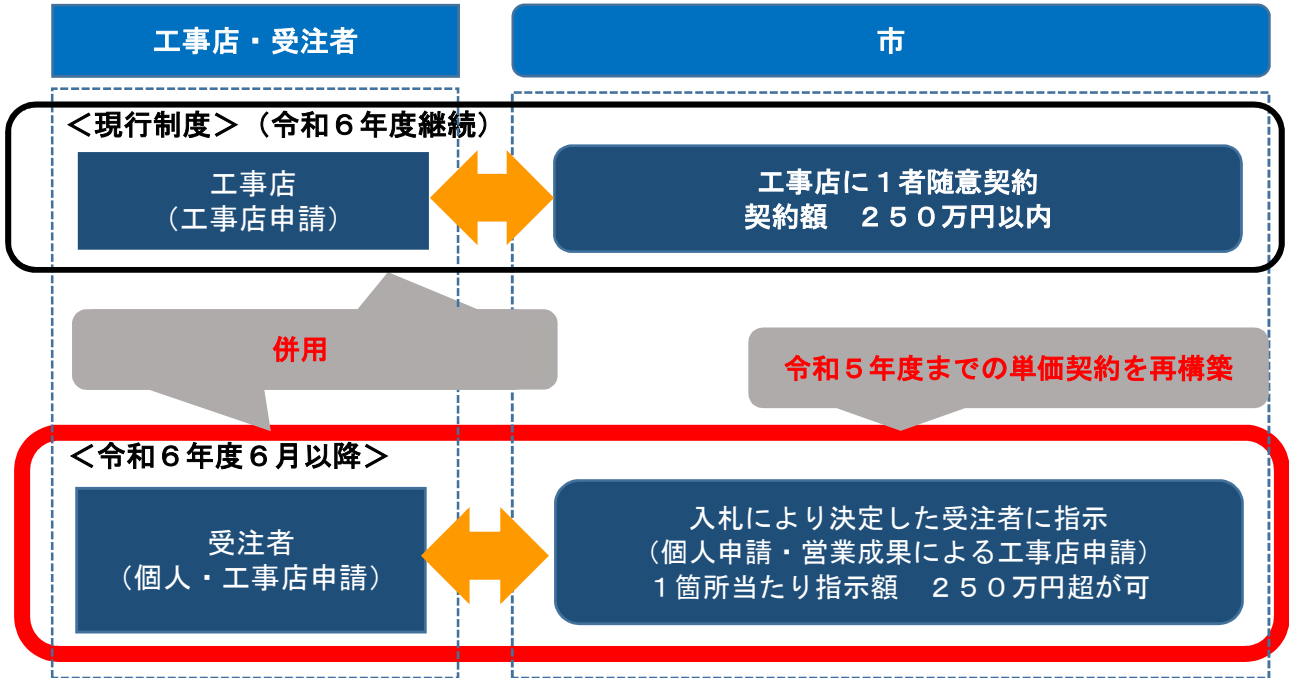
令和5年度までの単価契約は、個人等による直接的な申請、また、工事店申請では対応困難な申請を対象としてきましたが、令和6年度の単価契約は、個人申請及び営業成果による指示数を仕様書に定め、設置促進の円滑化を図ります。

なお、指示数は、個人申請による工事は2指示、それ以外は受注者の営業成果に基づく工事の指示を予定しています。

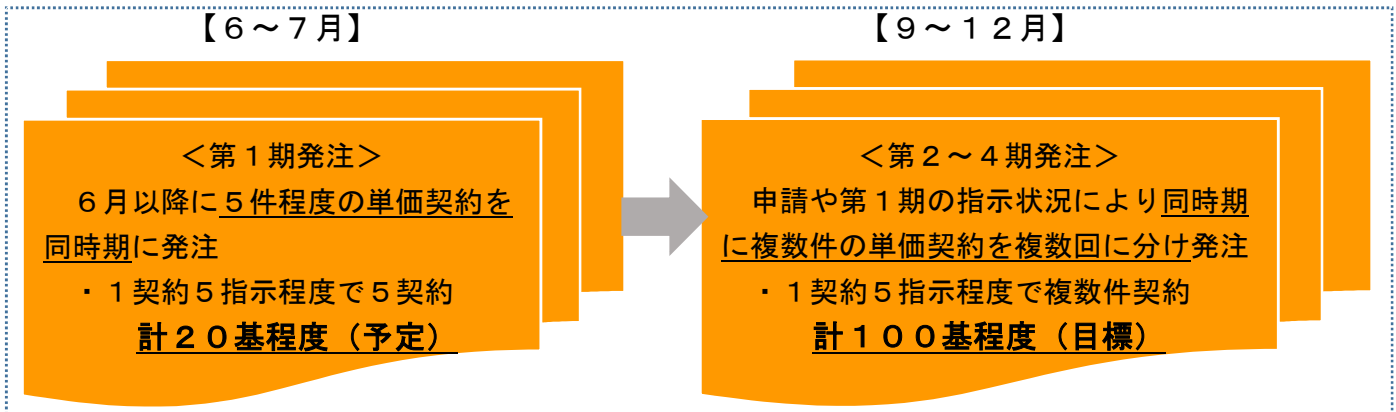
5 発注方法

1年間に十数件の単価契約（5指示程度）を複数回に分け、同時期に5件程度ずつ発注する予定です。

— 運用のイメージ —



— 発注のイメージ —



以上  
津久井下水道事務所浄化槽班  
電話（直通） 042-780-1410